

# 国立大学法人豊橋技術科学大学の中期計画

平成16年6月3日  
平成18年3月31日  
平成20年3月31日  
文部科学大臣認可

## ・大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

### 1. 教育に関する目標を達成するための措置

#### (1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

- 1) 本学の教育目標・教育理念をシラバス等に明示するとともに、オリエンテーション等で説明し、学生に周知する。
- 2) 教育目標に即した教育課程を編成する。特にグローバル化時代に求められる教養を重視した教育の充実、実践的思考力を醸成させる教育、多様な学習歴を有する入学生に対応する教育の充実を図る。
- 3) 学部において、日本技術者教育認定機構（JABEE）による技術者教育プログラムの認定を受けた教育を行った後、大学院修士課程においては高度な専門教育を施す。
- 4) 学生が「卒業後・修了後に到達したい技術者・研究者像」、「取得したい資格」等、自らの学習目標が設定できるよう教育方法、履修指導の充実を図る。
- 5) 成績評価基準を明示した上で厳格に実施する。
- 6) 学部卒業後の進路として、学部・大学院修士課程の高度な技術科学教育を達成するため、学部卒業生の75%以上の本学大学院修士課程への進学を確保する。
- 7) 大学院修士課程修了者の進路として、本学又は他大学大学院博士後期課程への進学者を除き、多様なものづくり産業界において、指導的技術者の担い手として雇用されることを目指す。
- 8) 大学院博士後期課程修了者の進路として、国内外における高等教育機関、企業の研究機関の指導的研究者等に就職することを目指す。
- 9) 教育の成果及び効果の検証を、学生（卒業生を含む。）の視点、教員の視点、企業等の視点、地域の視点など、さまざまな視点から行うとともに、大学教育に対する社会の要請・要望を調査・分析し、本学の教育目標と社会的要請の整合性を確保する。

#### (2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

- 1) 学部・大学院一貫教育システムの中で「基礎」と「専門」を繰り返す『らせん型教育』が機能的に実現できるよう、授業科目の内容と開講時期に配慮した教育課程を編成する。
- 2) 実践的思考力を醸成させる場としての実務訓練(企業での実習)を継続し更に充実させるとともに、学生の国際感覚を養成するため海外における実務訓練の実施を検討する。
- 3) 創造的思考力の育成の場としての卒業研究などを充実させる。
- 4) 技術と社会の関わりを理解させるための技術者倫理を、また、世界観と歴史観を育む授業科目の充実を図る。
- 5) 1年次生（普通高校卒業生）について、入学後の早い時期に現実の技術に触れさせ、技術科学に対する興味を抱かせる。
- 6) 学部教育においては、基礎的能力や問題解決能力を付与するための授業科目の充実を図る。
- 7) 英語による記述力、コミュニケーション能力を向上させる授業科目の充実を図るとともに、TOEIC等国際的通用性の高い試験の受験を奨励し、成績に応じた単位認定を行う。
- 8) 本学の特色である多様な学習歴を有する学生の学習履歴に対応できる教育課程を編成する。
- 9) 外国人留学生のための英語による特別コース(大学院)教育課程の充実及びツィニング・プログラム(海外の大学との連携教育プログラム)に対応できる教育課程を編成する。

- 10) 高等専門学校専攻科修了の社会人に対し、修士課程において、専攻科教員、社会人が所属する企業と本学教員が連携協力した教育システムを整備する。
- 11) 本学の教育目標・教育理念をホームページ、履修要覧・シラバスに明示するとともに、オリエンテーション及び履修ガイダンス等で説明する。
- 12) 各授業における学習目標や目標達成のための授業方法・計画及び成績評価基準並びに学生の教室外の準備学習を明示したシラバスを作成し、学生及び職員に配付する。
- 13) 近隣大学（短期大学を含む。）、放送大学等との単位互換及びマルチメディアを活用した遠隔授業（e-ラーニング）の充実を図る。
- 14) 技術者認定制度等の活用方法や国家資格等の取得方法について、ガイダンス及び履修要覧等に明示し指導する。
- 15) 各授業科目の性格に応じた多様な授業形態（講義、講義＋演習、演習（少人数グループ学習、パートナー学習等））を形成するとともに、少人数クラス等適正なクラスサイズを措置し編成する。
- 16) 英語・日本語科目におけるプレースメントテストによるクラス編成や基礎科目における教育履歴（高等専門学校卒業生、普通高校卒業生）によるクラス編成等個々の学生の能力に応じたクラス編成を行う。
- 17) 工業高校からの推薦選抜試験入学者について、英語、数学等について入学前指導を当該工業高校と協力して実施する。
- 18) 原則として、すべての授業科目において、授業時間外にオフィス・アワーを設定し、学習指導の充実を図る。
- 19) 単位互換制度の充実を図るため、学期制の在り方について検討する。
- 20) 多面的（学期末試験、小テスト、レポート、授業への取組態度等）な成績評価基準を設定し、シラバス等に明示し、公表する。
- 21) アドミッション・ポリシーを明確にするとともに、多様な入学者を確保するため、海外の大学との連携教育プログラム、推薦入試、アドミッション・オフィス入試等の制度を検討し、改善を図る。
- 22) オープンキャンパス、高等専門学校生に対する体験実習、高校との教育連携講座などを充実させることにより、高校生、高等専門学校生入学者の志願者増を図る。

### （3）教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- 1) 教育方法の改善等に資するため、教育制度に係る方針の企画・立案を行う「教育制度委員会」を設置し、教育の実務面を担当する「教務委員会」と相互連携し、効率よい運営体制を整備する。
- 2) 教員を専門分野からなる系に配置し、教育関連センターとの有機的な連携を図りつつ、教養教育を含めた学部の各課程及び大学院の各専攻の教育を実施する。
- 3) 教育を補助・支援する体制として、実験実習等の補助等について、ティーチング・アシスタント等の有効活用を図る。
- 4) 本学の教育目標・教育理念及びその趣旨をホームページ及び広報誌等で学内外に周知・公表する。
- 5) 学生による授業評価、教員自身の自己点検・評価、組織としての自己点検・評価（外部評価を含む。）により教育の実施状況や問題点を把握・検証し、改善に結びつけるシステムを確立し、継続的に機能させる。
- 6) 教育内容、授業方法を改善するため、教員研修（FD＝ファカルティ・ディベロップメント）体制を整備し、継続的に企画の検討と教育効果の検証を行う。
- 7) ティーチング・アシスタントに対して教育補助者としての資質の向上を図るために必要な研修を実施する。
- 8) 教育に関わる評価について、多面的な評価システムを検討するため、学長補佐を室長とする「目標評価室」を設置する。
- 9) 教育用機材や空調設備を充実し、学生が学習しやすい環境改善を行うとともに、多様な授業形態（遠隔教育、eラーニング、メディア教育等）に対応できるようウェブ教育教室などを整

備する。

- 10) 教育関連センターの連携を強化し、授業時間外の自学・自習を含めた教育環境（学習資料、メディア教育環境等）の充実・強化を図る。
- 11) 学術情報基盤施設としての図書館機能の強化を図るため、電子的図書資料等（電子ジャーナル等）の充実を図る。

#### **（４）学生への支援に関する目標を達成するための措置**

- 1) 入学時のオリエンテーション、各種ガイダンス等の内容を充実させるとともに、授業の履修、学習に関する問題への相談・助言体制をIT手法も取り入れて整備する。
- 2) 学生の健康相談、修学相談、生活上の相談など多様な相談に対処できる「なんでも相談窓口」を設置する。
- 3) 各種ハラスメントの予防、迅速な対処及び苦情相談等に係る学生の意見を反映させるため、相談体制を整備する。
- 4) 課外活動施設、福利厚生施設及び学生の諸活動に対する支援体制の整備・充実を図り、課外活動やキャンパスライフを支援する。
- 5) 学生の諸活動に対し同窓会等との連携を強め、支援体制を強化する。
- 6) 奨学金、授業料免除等学生の経済的支援体制を整備し、拡充を検討する。
- 7) 就職資料室の整備を図るとともに、就職に関する外部の専門家を含めた就職相談等の体制を整備する。
- 8) 学生の職業意識の形成に資するため、講演会等の就職ガイダンスを毎年度開催する。
- 9) 入学時に留学生に対応した各種ガイダンス及び留学生用の情報を集めたホームページの充実を図る。
- 10) 留学生の修学上、生活上の支援を図るため、相談制度・チューター制度を充実する。
- 11) 留学生後援会を中心に民間宿舍の入居保証、火災保険等に関する支援を充実する。
- 12) 社会人学生に対する修学支援の充実を図るため、利便性の高い「サテライト・オフィス」を設置し、授業等を行うことを検討する。
- 13) 障害を持つ学生の修学支援の充実を図る。（チューター制度、バリアフリー対策など）

## **2. 研究に関する目標を達成するための措置**

### **（１）研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置**

- 1) 21世紀COEプログラム等を通じて、成熟した学問分野にブレークスルーを起こすための先端的研究を推進する。
- 2) 社会の要請に適合した産業の発展、新産業の創出につながる開発研究を推進するため、産学連携を強化し、技術移転を図る。
- 3) 地域の特性を活かした環境、防災、自動車など地域社会の発展に寄与する研究を推進する。
- 4) 研究活動や国際シンポジウムなどの会合を通して、世界的に活躍できる若手研究者・高度技術者を育成する。
- 5) 成熟した技術分野の革新と継承を意識し、大学院における技術科学教育の基盤となる研究を推進する。
- 6) 国際協力に関する長年の実績により築かれたネットワークを活用して、工学教育国際協力研究センター（ICCED）等を通じた各国との情報交換に基づくきめ細かな研究テーマの設定と成果の還元、国際連携プロジェクトを推進する。
- 7) 他大学・他研究機関等との連携により、医工連携、農工連携などの新たな技術科学分野の創出や融合分野での研究活動の活性化を図る。
- 8) 学際的な連携とユニークな発想に基づく独創的、萌芽的な研究プロジェクトを推進する。
- 9) 異分野間交流を目的としたワークショップ等を開催し、既成の学問分野にとらわれることなく、新技術の創出や新分野適応を組織的にバックアップする。
- 10) 学長補佐を室長とする「目標評価室」において、教員の研究活動情報を収集・分析を行うた

めのデータベースを構築する。

- 11) 教員の研究業績や外部資金の受入実績をデータベース化し、最新情報に常時アップデートする。
- 12) 最新の研究情報，研究者総覧，各教員の研究内容紹介等の情報を整備し，インターネット等で学内外に公表する。
- 13) 学長補佐を室長とする「目標評価室」において，研究活動に係る自己点検・評価（外部評価を含む。）を定期的実施する。
- 14) 研究の水準・成果を検証するために，評価の方法及び実施体制を整備し，研究評価を積極的に実施する。
- 15) 大学全体の研究開発ポテンシャルの向上を目指して，研究業績や社会的活動の評価と連動させた競争的研究資源の配分を行う。
- 16) 副学長を本部長とする「知的財産・産学官連携本部」において，知的財産の創出・権利化・管理・活用，産学官連携の企画・立案・調整，知的財産及び産学官連携に係る研究戦略を推進する。
- 17) 知的財産権は原則大学帰属とし，知的財産の創出，取得，活用等を一元的かつ効率的に推進する体制を整備するとともに，外部関連機関との連携を強化し，年間30件以上の特許申請を目指す。
- 18) 知的財産創出や技術移転に関わる研究開発を強化するとともに，知的財産の利活用を促進するための情報発信を積極的に行う。
- 19) 知的財産の利活用を促進するための支援機関を設立する。

## **（2）研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置**

- 1) 全学的に高度な研究を推進するため，学長補佐を室長とする「研究戦略室」を設置する。
- 2) 「研究戦略室」において，世界的な研究開発動向等に関する情報提供や外部資金の積極的な確保等に関する戦略的な企画立案を行う。
- 3) 技術開発センターをはじめとする研究関連センター等の再編を行うとともに，各センター等の効率化を図るため，副学長を機構長とする「研究推進機構」を設置する。
- 4) 「研究推進機構」において，研究プロジェクトに関する全学の情報を集約して全学を俯瞰するとともに，新センターの提案，編成を支援する。
- 5) 教員の研究業績・社会活動等に関する情報をインターネット等を通じて学内外に公表する。
- 6) 地域との連携や社会活動を積極的に行うとともに，国際的共同研究の推進を図るため，「サテライト・オフィス」を設置し，充実を図る。
- 7) 研究資金，研究スペース等の研究開発に係る学内資源を有機的かつ機動的に運用するため，課金制度などのシステムを整備する。
- 8) 共用スペースを適切に管理・整備し，大型プロジェクト等への研究スペースの配分を可能にするとともに，獲得した外部資金から管理費を徴収し，研究基盤の整備や技術移転を目指した研究支援に充てる。

## **3. その他の目標を達成するための措置**

### **（1）社会との連携，国際交流等に関する目標を達成するための措置**

- 1) 生涯学習，市民大学，高校との連携事業等の推進など，地域社会との連携や支援事業を促進するため，学長補佐を室長とする「地域連携室」を設置する。
- 2) 地域連携を実践的に実行するために，キャンパス外に「サテライト・オフィス」を設置し，大学情報の発信，市民大学，生涯学習等の地域連携，産学官交流等を推進する。
- 3) 地域文化の振興に資するため，公開講座，図書館の開放，体験学習等を拡充する。
- 4) 地域の社会人に対するリフレッシュ教育，技能研修を促進する。
- 5) 初等，中等，高等教育機関に対する出前授業，研修生の受け入れ，教員の専門教育研修等の教育サービスの提供を推進する。

- 6) 地元自治体と連携して、地域住民の生活と安全を守るための研究，政策提言を行い，地域防災対策活動を積極的に支援する。
- 7) 地域企業等の技術開発を支援するため，企業等と大学との共同研究を推進する。
- 8) 地域社会の活性化，発展に寄与するため，研究・開発成果の技術移転，起業家育成等を推進する。
- 9) 地域企業等への大学からの講師派遣，社会人の大学院への受入れなど，人的交流を積極的に推進する。
- 10) 外国の大学・研究機関等との交流・連携の基本方針，教員の海外派遣，研究者の受入れ，学生の海外留学，外国人留学生の受入れを推進するため，学長補佐を室長とする「国際交流室」を設置する。
- 11) 国際交流・連携を支援する事務組織を一元化し，体制を強化する。
- 12) 国際交流・連携を実践的に実行するために，海外に「サテライト・オフィス」を設置し，海外への情報の発信，外国人留学生の受入，研究者交流等を推進する。
- 13) 外国の大学・研究機関等との交流協定の締結を推進するとともに，締結した協定校との交流状況を確認し，必要に応じて見直す。
- 14) 重点交流拠点大学・研究機関を複数選定し，研究者，学生，職員の幅広い交流を推進する。
- 15) 重点交流拠点大学・研究機関と本学との間で，共同研究，海外企業を含めた三者間研究協力などを積極的に推進する。
- 16) 外部資金，各種制度，交流協定等を活用し，共同研究の推進を図る。
- 17) 国際研究集会に参画するとともに，国際研究集会の開催を支援する。
- 18) 開発途上国の工学教育強化プロジェクトに参画するため，工学教育国際協力研究センター（ICCED）を中心に本学の教員を個別専門家として積極的に派遣する。
- 19) 開発途上国の工学系人材育成のため，「人材育成コース」及び「遠隔教育システム」等の在り方を工学教育国際協力研究センター（ICCED）を中心として検討する。
- 20) 開発途上国の技術者の技術能力向上のため，独立行政法人国際協力機構等が開発途上国から招致した者を研修員として受入れる。
- 21) 開発途上国の発展に寄与するため，独立行政法人国際協力機構等が設置する国内委員会委員として参画する。
- 22) 開発途上国の工学系人材育成の支援の一環として，工学教育国際協力研究センター（ICCED）において国際協力人材データベースや過去のプロジェクトの投入と成果に関するデータベースを構築する。
- 23) 外国人教員・研究者の受入れは，国際交流協定校等から，本学教員の5%程度以上を受入れる。
- 24) 本学教員の研究の国際的レベルを維持・発展させるため，海外派遣の一環としてサバティカル制度の在り方を検討し，その導入を図る。
- 25) 本学職員を各種制度及び各種事業等を活用し，積極的に海外へ派遣する。
- 26) 留学プログラムの開発や，政府機関・団体等の受入制度を活用し，外国人留学生の受入れに努め，その在籍人数は200名程度を維持する。
- 27) 外国における実務訓練の実施など，本学学生の海外留学の支援方策等の充実を図る。
- 28) 地域の海外都市との友好親善事業を積極的に支援する。
- 29) 通訳や国際理解教育等のために，本学教員及び外国人留学生を企業や小・中・高等学校に派遣する。

## **(2) 高等専門学校との連携に関する目標を達成するための措置**

- 1) 高等専門学校への情報発信，本学教員による高等専門学校訪問の充実と，高等専門学校の教育・研究内容及び高等専門学校生の進路状況の分析を行うため，学長補佐を室長とする「高専連携室」を設置する。
- 2) 高等専門学校生を対象に，体験実習を実施し，毎年度，現役高等専門学校生を100名以上受け入れる。
- 3) 高等専門学校との人事交流，共同研究の推進について具体的な方策を検討し，実施する。

- 4) 高等専門学校教員が情報処理に関する高度の知識と技術を修得できるよう、関連事業を支援する。
- 5) 高等専門学校専攻科修了の社会人に対して、修士課程において、高等専門学校専攻科教員、社会人が所属する企業と本学教員が連携協力した教育システムを整備する。
- 6) eラーニング等の遠隔教育による教育環境を整備し、推進する。

## **・業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置**

### **1. 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置**

- 1) 法人と大学の一体運営を確保するため、理事が必要に応じて副学長を兼務する。
- 2) 民間的発想を取り入れるなど、大学運営の機能強化、効率化を図るため、「アドバイザー会議」を設置し、学外の有識者を招請する。
- 3) 学長を中心とした機動的、戦略的な大学運営が推進できるよう、副学長及び学長補佐を配置するとともに「大学運営会議」を設置し、学長補佐体制を強化する。
- 4) 時代等に即した業務に機動的に取り組むための実働組織として、副学長、学長補佐を責任者とする本部、室を設置し、必要に応じて教員と事務職員を配置する。
- 5) 教育研究の活性化が図られるよう、人材、施設・設備、資金等の効果的弾力的な配分を可能とする方策を検討する。
- 6) 各種委員会の所掌事項、構成員等を見直し、再編による簡素化、合理化を推進することにより、大学運営の効率化を図る。

### **2. 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置**

- 1) 「大学運営会議」において、教育・研究組織の見直しを行う。
- 2) 学部・研究科や学内各種センター等の教育・研究組織の再編を図る。
- 3) 再編・統合を視野に入れた教育・研究組織について検討する。
- 4) 外部資金による教育・研究組織の充実を図る。

### **3. 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置**

- 1) 教員の採用は、原則公募制とし、選考基準、選考方法、選考結果を個人情報の保護に留意し、ホームページで公開する。なお、企業経験者等、多様な人材の採用を考慮する。
- 2) 事務職員(技術職員を含む。)の採用は、国立大学法人等職員採用試験によるものとする。  
なお、専門性の高い人材を必要とする場合は、公募により選考する。
- 3) 任期制ポストの拡充を図るとともに、新規採用の教員について「任期」の在り方を検討する。
- 4) 人事評価の基準を整備し、その基準による評価の結果を昇任、給与等に適切に反映させる方策を検討する。
- 5) 教員の研究レベルの向上のためのサバティカル制度の在り方を検討し、その導入を図る。
- 6) 事務職員の専門性、管理能力の向上を図るため、多様な研修に積極的に参加させる。
- 7) 事務職員全体の活性化を推進するため、計画的な人事交流を行う。
- 8) 職員に対して倫理規程等を周知させ、モラル向上のための啓発活動を行う。
- 9) 各種ハラスメントの防止と適切な対応をするために、相談窓口を学内外に設ける。

### **4. 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置**

- 1) 業務の簡素化、迅速化を図るため、業務処理のマニュアル化と事務の決裁権の下位への委譲(専決規定の整備)を推進する。
- 2) アウトソーシングを視野に入れて業務を検討し、有効な部分については積極的に進める。
- 3) 業務を効率的に実施するための事務組織を見直し、柔軟な職員の配置を推進する。

## **・財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置**

### **1．外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置**

- 1) 競争的研究資金に関する情報の収集を迅速かつ的確に行うとともに、産業界・地方公共団体等との連携協力の強化を図り、奨学寄附金、共同研究、受託研究等外部研究資金の増加に努める。
- 2) 知的財産等の有効活用を促進し、特許使用料等の自己収入の増加を図る。
- 3) 公開講座及び社会人教育等の充実、講義室、体育施設等の有効活用などにより、自己収入の増加を図る。
- 4) 適正な学生数、適正な入学金・授業料等の設定により、学生納付金に係る自己収入の安定的確保に努める。

### **2．経費の抑制に関する目標を達成するための措置**

- 1) 業務の見直し、外部委託の導入等により、管理経費の抑制に努める。
- 2) 光熱水料、燃料費等の使用現況に関する調査、分析を行うとともに、職員に対する啓発活動を行うことにより、経費の抑制を図る。
- 3) 学内ウェブ機能等の利用によるペーパーレス化、物品の再利用等の推進を図る。
- 4) 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成 17 年度の人件費予算相当額（法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出）から、平成 21 年度までに概ね 4 % の人件費の削減を図る。

### **3．資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置**

- 1) 資金の安全な運用管理に資するため、内部牽制体制の整備を図る。
- 2) 土地、施設・設備等の有効活用について計画を策定し、推進する。

## **・自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置**

### **1．評価の充実に関する目標を達成するための措置**

- 1) 自己点検・評価（外部評価を含む。）、認証機関による第三者評価に対応するため、学長補佐を室長とする「目標評価室」を設置する。
- 2) 評価に関する実施方針、実施計画、評価項目、評価基準を整備する。
- 3) 自己点検・評価（外部評価を含む。）及び第三者評価の結果をホームページに公開する。
- 4) 評価結果を不断の改革に十分反映させるシステムを整備する。

### **2．情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置**

- 1) 大学の地域社会等に対する戦略的な広報活動及び評価に対応する各種データベースの統括を図るため、学長補佐を室長とする「企画広報室」を設置する。
- 2) 「サテライト・オフィス」を地域社会や海外に対する大学情報の発信拠点とする。
- 3) 大学の主要な活動等に関する情報提供の方法、内容、対象等について検討を行い、積極的に情報を公開する。
- 4) 学内にある各種の情報を一元管理し、広報活動及び評価等に対応できる情報データベースシステムを構築する。
- 5) モニター制度やウェブを活用し、情報の公開に関する意見・要望等が収集できるシステムを構築する。

## ・その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

### 1. 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

- 1) 本学の基本理念に基づき策定したキャンパス・マスタープランにより、教育・研究、国際交流及び産学連携等を促進するため、国の財政措置の状況や社会情勢の変化、施設需要の変化等を踏まえ、施設設備の整備・充実に推進する。
- 2) 民間資金等の活用(P F I)等の新たな整備手法の導入について、検討を行う。
- 3) 建物の耐震診断を計画的に実施し、新耐震基準に合致する耐震改修の促進に努める等、施設設備の安全対策を積極的に推進する。
- 4) 教育・研究の高度化・情報化の進展等に対応させるため、老朽施設の改善を推進する。
- 5) 施設の点検・評価を定期的を実施する等の全学的な視点に立った施設マネジメントシステムを整備する。
- 6) プロジェクト研究等に対応した全学共用スペースの整備・拡大等により、施設の有効利用及びスペースの効率的な運用を推進する。
- 7) 予防保全と事後保全との費用対効果を検討することにより、計画的な施設設備の維持保全を推進する。
- 8) 省エネルギー・省コスト対策、環境対策やバリアフリー対策等を推進する。

### 2. 安全管理に関する目標を達成するための措置

- 1) 労働安全衛生法等の法令等に基づき職員の健康の保持増進、危険及び健康障害の防止等、安全及び衛生に係る事項を推進するため、「安全衛生委員会」を設置するとともに、衛生管理者、毒物・劇物管理責任者、放射線管理者等を配置する。
- 2) 健康・安全管理に関する情報の収集、職員への周知を積極的に行うとともに、安全管理マニュアルを作成し、職員に配付し、安全衛生に対する啓発を行う。
- 3) 学生や職員の安全確保のため、定期的に安全点検を実施するとともに、安全管理講習の計画的な実施や安全の手引の作成・配布による安全教育を実施する。
- 4) 副学長(情報基盤担当)を委員長とする「情報基盤機構委員会」を設置し、情報セキュリティの強化を図る。
- 5) 情報セキュリティポリシーの策定・評価・見直しを図る。

## ・予算(人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

別紙参照

### ・短期借入金の限度額

- 1) 短期借入金の限度額

11億円

- 2) 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。



## ・重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

計画の予定なし

## ・剰余金の使途

- 1) 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

## ・その他

### 1. 施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源
小規模改修	総額 168	施設整備費補助金(168)

(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

### 2. 人事に関する計画

- 1) 教育職員の流動性、多様化を推進するため、任期制ポストの拡充を図り、採用は、原則公募制とし、企業経験者等多様な人材の採用を考慮する。
- 2) 事務職員の採用は、国立大学法人等職員採用試験合格者からの採用を基本とし、専門性の高い人材を必要とする場合は、公募により選考する。
- 3) 大学を始めとする関係機関との人事交流を計画的に実施し、事務職員全体の活性化を推進する。
- 4) 職員の適正配置及び研修等により能力の向上を図り、事務の効率化を推進する。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額の見込み 20,589百万円(退職手当は除く。)

### 3. 中期目標期間を超える債務負担

- 1) PFI事業 : 計画の予定なし

2) 長期借入金 :

(単位:百万円)

年度 区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	中期目標 期間計	次期以降 償還額	総債務 償還額
長期借入金 償還金						21	21	404	425

3) リース資産 : 該当リース資産なし